

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

デロイトトーマツコンサルティング合同会社では、厚生労働省から委託を受け、令和5年度にE B P M推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

- (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証
- (2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証
 - ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
 - ② 予算過程での反映方法に係る検証
 - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
 - ④ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- (1) 検証会は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検証会は、座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (6) 検証会の庶務は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社において行う。
- (7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授